

有限会社幸和産業 指定福祉用具貸与 及び介護予防福祉用具貸与事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社幸和産業が開設する有限会社幸和産業指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員(以下「専門相談員」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与(以下「福祉用具貸与」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあつては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(以下「福祉用具」という。)の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
 3. 事業の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 有限会社幸和産業 指定福祉用具貸与事業所
有限会社幸和産業 指定介護予防福祉用具貸与事業所
- (2) 所在地 〒024-0004 岩手県北上市村崎野 15-354-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも福祉用具貸与の提供に当たるものとする。
- (2) 専門相談員 2名(常勤職員 2名)以上
専門相談員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)の作成・変更等を行い、適切な福祉用具の選定と提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 会社の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする
(但し、12月29日より1月3日まで及び祝日を除く)。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする
(但し、土曜日のみ午後5時00分までとする)。

(福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

第6条 福祉用具貸与の提供方法は、次の通りとする。

- ① 福祉用具貸与の提供にあつては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行う。
- ② 福祉用具貸与の提供にあつては、安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
2. この事業所において取り扱う福祉用具貸与の種目は次の通りである。
 - ① 車いす
 - ② 車いす付属品
 - ③ 特殊寝台
 - ④ 特殊寝台付属品
 - ⑤ 床ずれ防止用具
 - ⑥ 体位変換器
 - ⑦ 手すり
 - ⑧ スロープ
 - ⑨ 歩行器
 - ⑩ 歩行補助杖
 - ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
 - ⑫ 移動用リフト
 - ⑬ 自動排泄処理装置

3. 福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
4. 法定代理受領以外の利用料については、別添料金表の額とする。
5. 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については実費とする。
6. 前3項より5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
7. 福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供するものとする。
8. 福祉用具貸与の提供の開始に際しては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び利用料、全国平均貸与価格等に関し事前に説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
9. 法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与にかかわる利用料の支払いを受けた場合は、福祉用具の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(福祉用具貸与・販売の選択制)

第7条 以下の福祉用具は福祉用具貸与、または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることとする。

- ①スロープ(主に敷居等の小さい段差解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの)、
- ②歩行器(車輪、キャスター付きの歩行車は除く)、③歩行補助杖(松葉杖は除く)

また、選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員及び介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対しメリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案をおこなうこととする。

2. 選択制の対象用具を貸与する場合、福祉用具専門相談員は利用開始後6月以内に1回以上モニタリングを行い、貸与継続の必要性を検討する。

(福祉用具貸与計画及びモニタリングの実施)

第8条 福祉用具貸与にあたって福祉用具専門相談員は、介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画書に即した福祉用具貸与計画を作成し、速やかに介護支援専門員に交付するものとする。また、この福祉用具貸与計画書には次回のモニタリング実施予定日が記載され、少なくとも6月に一度モニタリングを行い、福祉用具貸与計画書に記載された目標の達成状況や利用者の身体状況等を確認するものとする。なお、モニタリングの結果を記録したモニタリングシートを介護支援専門員に交付し、介護サービスの連携に努めるものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

- ① 北上市 ② 花巻市 ③ 奥州市 ④ 遠野市 ⑤ 西和賀町 ⑥ 金ヶ崎町
- ⑦ 一関市 ⑧ 他岩手県全域

(衛生管理)

第10条 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2. 常に清潔な福祉用具を貸与に供するため、回収した福祉用具を種類・材質等から見て適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分して保管する。
3. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第11条 事業所は、自然災害や感染症等の非常事態における業務継続計画を策定し、利用者に対して福祉用具の提供及び保守管理を継続できるよう、又は速やかな再開が実施できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、業務継続委員会を設置し、その委員長の指揮監督の下、従業者に対して業務継続計画について周知を図るべく、研修並びに訓練を定期的実施するものとする。
3. 業務継続委員会は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行い、社会情勢等を反映したより実践的な業務継続計画を策定することとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第12条 事業所は高齢者虐待の発生またはその再発を防止する為、次の措置を講ずる。

- ① 高齢者虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 高齢者虐待の防止の為の指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第13条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2. 身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、専門相談員の質的向上を計るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務態勢を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 12 時間以上
2. 秘密の保持
 - ① 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であったものは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 3. 掲示及び目録の備え付け
 - ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
 - ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の種目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
 4. その他
 - ① 正当な理由なく福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
 - ② 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。
 - ③ 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて申請も視野に入れて援助を行う。
 - ④ 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
 - ⑤ 居宅サービス計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
 - ⑥ 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して福祉用具貸与サービスを提供する。
 - ⑦ 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときはこれを提示するものとする。
 - ⑧ 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

有限会社幸和産業 指定特定福祉用具販売 及び特定介護予防福祉用具販売事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社幸和産業が開設する有限会社幸和産業指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所(以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員(以下「専門相談員」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売(以下「特定福祉用具販売」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあつては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(以下「特定福祉用具」という。)の選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
3. 事業の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 有限会社幸和産業 指定特定福祉用具販売事業所
有限会社幸和産業 指定特定介護予防福祉用具販売事業所
- (2) 所在地 〒024-0004 岩手県北上市村崎野 15-354-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも特定福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- (2) 専門相談員 2名(常勤職員 2名)以上
専門相談員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)(指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]の利用があるときは福祉用具貸与計画[指定介護予防福祉用具貸与計画]と一体のものとして作成する)の作成・変更等を行い、適切な特定福祉用具の選定を行い提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 会社の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする
(但し、12月29日より1月3日まで及び祝日を除く)。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
(但し、土曜日のみ午後5時00分までとする)。

(特定福祉用具販売の提供方法、取り扱い種目及び利用料その他費用の額)

第6条 特定福祉用具販売の提供方法は、次の通りとする。

- ① 特定福祉用具販売の提供にあつては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行う。
- ② 特定福祉用具販売の提供にあつては、安全で正常な機能を有する特定福祉用具の販売を行い、取り扱い上の注意点、販売価格の説明を適切に行う。

2. この事業所において取り扱う特定福祉用具販売の種目は次の通りである。
 - ① 腰掛便座
 - ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ③ 排泄予測支援機器
 - ④ 入浴補助用具
 - ⑤ 簡易浴槽
 - ⑥ 移動用リフトのつり具の部分
 - ⑦ スロープ
 - ⑧ 歩行器
 - ⑨ 歩行補助杖
3. 特定福祉用具を販売した場合の販売価格は、メーカー希望小売価格(定価)を上限とし、製品により値引きを設けて販売するものとする。
4. 特定福祉用具の販売において、受領委任払い方式、償還払い方式の2通りの販売方式をとるものとする。
5. 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については実費とする。
6. 前3項より5項の利用料等の支払いを受けたときは、販売価格とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
7. 特定福祉用具の販売において、使用後に構造上の機能及び安全性等の正当な理由も無く、返品または交換を希望された場合、衛生上の理由から、これを断ることができるものとする。

(福祉用具貸与・販売の選択制)

- 第7条 以下の福祉用具は福祉用具貸与、または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることとする。
- ①スロープ(主に敷居等の小さい段差解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの)、
 - ②歩行器(車輪、キャスター付きの歩行車は除く)、③歩行補助杖(松葉杖は除く)
- また、選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員及び介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対しメリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案をおこなうこととする。
2. 選択制の対象用具を販売する場合、福祉用具専門相談員は特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認する。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は使用方法の指導・修理等(メンテナンス)を行うよう努める。商品不具合時の連絡先も販売時に情報提供する。

(通常の事業実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。
- ① 北上市
 - ② 花巻市
 - ③ 奥州市
 - ④ 遠野市
 - ⑤ 西和賀町
 - ⑥ 金ヶ崎町
 - ⑦ 一関市
 - ⑧ 他岩手県全域

(衛生管理)

- 第9条 事業所の管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
2. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第10条 事業所は、自然災害や感染症等の非常事態における業務継続計画を策定し、利用者に対して福祉用具の提供及び保守管理を継続できるよう、又は速やかな再開が実施できるよう、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、業務継続委員会を設置し、その委員長の指揮監督の下、従業員に対して業務継続計画について周知を図るべく、研修並びに訓練を定期的実施するものとする。
 3. 業務継続委員会は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行い、社会情勢等を反映したより実践的な業務継続計画を策定することとする。

(高齢者虐待防止の推進)

- 第11条 事業所は高齢者虐待の発生またはその再発を防止する為、次の措置を講ずる。
- ① 高齢者虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 高齢者虐待の防止の為の指針を整備する。
 - ③ 従業員に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化の推進)

- 第12条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
2. 身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、専門相談員の質的向上を計るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務態勢を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
- ② 継続研修 年 12 時間以上

2. 秘密の保持

- ① 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 従業者であったものは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3. 掲示及び目録の備え付け

- ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
- ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う特定福祉用具の種目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。

4. その他

- ① 正当な理由なく特定福祉用具販売サービスの提供を拒まない。
- ② 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定特定福祉用具販売事業者を紹介する等の措置を講じる。
- ③ 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて申請も視野に入れて援助を行う。
- ④ 居宅サービス計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
- ⑤ 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して特定福祉用具販売サービスを提供する。
- ⑥ 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときはこれを提示するものとする。
- ⑦ 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。